

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 7 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

訪問介護等の提供に当たっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）等で感染拡大防止に向けた留意点等が示されているところです。

今般、厚生労働省において、訪問介護事業所等の職員が居宅を訪問してサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について、動画による情報提供がありました。内容をご確認の上、事業所等での感染拡大防止への対応にお役立ていただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

介護保険最新情報 Vol.827

動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」について

2 動画概要

タイトル：「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」

内容（3部構成となっています。）

①あなたが利用者宅にウイルスをもちこまない【公開済】

②あなたと利用者がウイルスをやりとりしない【公開済】

③あなたがウイルスをもちださない【公開済】

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=HB313h4EOvM>

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)